



福岡県医発第 2724 号(地)

平成 27 年 1 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

薬局等で行う薬剤師の業務に関する日本薬剤師会との協議について
(検体測定室及び健康情報拠点推進事業に関する件)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本年度の厚生労働省「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進」事業につきましては、別紙 1 のとおり都道府県に委託されており、また別紙 2 のとおり平成 27 年度予算概算要求案として示されているところです。この事業の一環として、薬局において一般用医薬品の適正使用に関する情報提供や食事・禁煙アドバイス等を行う他、検体測定室を設置し、受検者の自己採血による血液検査を推進している場合があります。

一方、日本医師会といたしましては、薬局等を中心とした検体測定室の開設・運営については、血液を扱うことのリスク等の懸念からこれらを基本的に容認するものではありませんが、現に運営している事業所に対して厳格な運営を行うよう厚生労働省に申し入れる中で、「検体測定室に関するガイドライン」が策定されました。(平成 26 年 5 月 1 日付福岡県医発第 356 号(地)にて貴会宛通知済み。)

しかし、本ガイドラインを遵守していない事例が認められたことから、日本医師会は厚生労働省に対して検体測定室における衛生管理等の徹底を強く求め、厚生労働省より衛生管理等の徹底及び同ガイドラインの遵守状況に関する自己点検報告を求める通知が発出されました。(平成 26 年 11 月 10 日付福岡県医発第 2200 号(地)にて貴会宛通知済み。)

今般、こうした状況を踏まえ、日本医師会と日本薬剤師会とで、医療法と薬剤師法に規定される業務の範囲を念頭に協議が行われ、その結果、「検査は原則医療機関で行う」「薬局等で自己採血検査を行う場合にも、検体測定室に関するガイドラインを遵守する」「地域住民の健康は、かかりつけ医を中心に多職種が連携して支えていく」「本年度の健康情報拠点推進事業についても、地域医師会・

かかりつけ医の十分な理解と適切な指導のもとに行う」こと等について合意した旨を、平成 26 年 12 月 17 日の日本医師会定例記者会見において、山本信夫日本薬剤師会会長同席の下、報告されました。

なお、日本薬剤師会からは、平成 26 年度「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」について、各都道府県の薬務主管部局との連携のもと、具体的な事業の実施に向けて既に取り組まれていること及び、2025 年の地域包括ケアシステムの構築にあたり、薬剤師は調剤に偏重することなく、要指導・一般用医薬品、医薬部外品、医療材料の供給や適切な相談応需等を通じて、地域住民の医薬品等の適正使用を支援するといった本来の姿に立ち戻り、真に「かかりつけ」薬局・薬剤師を目指すことを目的としていることの説明がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会が参画される関連協議会や各地域の薬剤師会との協議等に際しては、日本薬剤師会との合意内容の趣旨をご参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

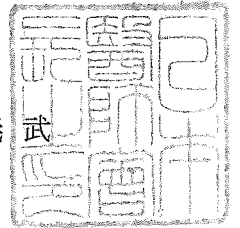
日医発第 972 号(地 I 218)

平成 26 年 12 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



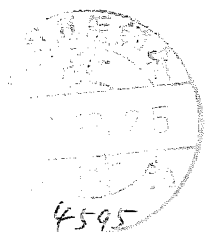
薬局等で行う薬剤師の業務に関する日本薬剤師会との協議について
(検体測定室及び健康情報拠点推進事業に関する件)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 12 月 17 日の定例記者会見において、山本信夫日本薬剤師会長同席の下、薬局等で行う薬剤師の業務に関して両会が協議した旨報告いたしましたので、お知らせいたします。

本年度の厚生労働省「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進」事業につきましては、別紙 1 のとおり、都道府県に委託されており、また、平成 27 年度予算概算要求案として、別紙 2 のとおり示されているところです。この事業の一環として、薬局において一般用医薬品の適正使用に関する情報提供や食事・禁煙アドバイス等を行う他、検体測定室を設置し、受検者の自己採血による血液検査を推進している場合があります。

一方、本会といたしましては、薬局等を中心とした検体測定室の開設・運営については、血液を扱うことのリスク等の懸念からこれらを基本的に容認するものではありませんが、現に運営している事業所に対して厳格な運営を行うよう厚生労働省に申し入れる中で、「検体測定室に関するガイドライン」が策定されました（「検体測定室に関するガイドライン等について」平成 26 年 4 月 21 日付（地Ⅲ27）にて貴会宛に送付済み）。しかしながら、本ガイドラインを遵守していない事例が認められたことから、本会から厚生労働省に検体測定室におけ



る衛生管理等の徹底を強く求め、厚生労働省から衛生管理等の徹底及び同ガイドラインの遵守状況に関する自己点検報告を求める通知が発出されております(「検体測定室において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について」平成26年10月31日付(地Ⅲ200)にて貴会宛に送付済み)。

こうした状況を踏まえ、今般、日本医師会と日本薬剤師会は、医師法と薬剤師法に規定される業務の範囲を念頭に協議を行いました。その結果、「検査は原則医療機関で行う」「薬局等で自己採血検査を行う場合にも、検体測定室に関するガイドラインを遵守する」「地域住民の健康は、かかりつけ医を中心に多職種が連携して支えていく」「本年度の健康情報拠点推進事業についても、地域医師会・かかりつけ医の十分な理解と適切な指導のもとに行う」こと等について合意し、共同で記者会見を行いました。

なお、日本薬剤師会からは、平成26年度「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」について、各都道府県の薬務主管部局との連携のもと、具体的な事業の実施に向けて既に取り組まれていること、及び2025年の地域包括ケアシステムの構築にあたり、薬剤師は調剤に偏重することなく、要指導・一般用医薬品、医薬部外品、医療材料の供給や適切な相談応需等を通じて、地域住民の医薬品等の適正使用を支援するといった本来の姿に立ち戻り、真に「かかりつけ」薬局・薬剤師を目指すことを目的としていることの説明がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会が参画される関連協議会や都道府県薬剤師会との協議等に際しては、日本薬剤師との合意内容の趣旨を参考にさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきましても、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(1) 予防・健康管理の推進等

厚生労働省資料

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

平成26年度要求額 292,021千円

●日本再興戦略（6月14日 閣議決定）【抜粋】

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康長寿」の延伸

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

- ・「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーション※の推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」

注：セルフメディケーション：専門家の適切なアドバイスの下、身体の軽微な不調や軽微な症状を自ら手当てすること。

【地域に密着した総合的な健康情報拠点】

ここに来れば関連知識をもった薬剤師から情報を入手できる。

薬局

- ① 地域住民の健康支援・相談対応として、食生活、禁煙、心の健康、介護ケア、OTC、サプリメント、健康食品の情報提供・相談（適切な受診勧奨）
- ② 一般用医薬品の適正使用に関する情報提供・相談
- ③ 在宅医療に関する情報提供・相談等

●実施に必要な事業

- 各都道府県に協議会を設置し、地域の実情に応じたセルフメディケーション及び在宅医療推進事業を実施

各都道府県に協議会を
設置・検討



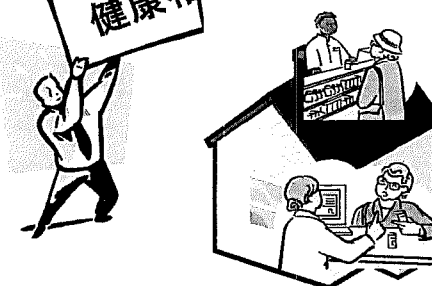
○医師・薬剤師・看護師・介護士等と連携を図り、地域の実情に沿ったセルフメディケーション推進事業や在宅医療の方策を検討。

事業実施



メニュー事業の実施のための
検討・準備、実施後の評価

健康相談会 実施！！



●「日本再興戦略」改訂2014の中短期工程表（平成26年6月24日 閣議決定）【抜粋】

- ① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
- ② 充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局の現状の問題点

- 一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
- 薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
- 地域の健康づくりの拠点になるような取組が不十分
- 医薬分業についての十分な理解が得られていない

薬局・薬剤師を活用した モデル事業の推進

委託先：都道府県
(再委託可)

○平成26年度の事業を踏まえた事業を展開 セルフメディケーションに効果的な事業の充実・発展

<平成26年度モデル事業の例>

- ◇一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
- ◇セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催(食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療)
- ◇血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
- ◇薬の適正使用、健康づくり等に役立つ「電子版お薬手帳」の普及

etc.

【事業例】

- 平成26年度事業を踏まえ、
- ・把握できた課題の改善
 - ・事業規模の拡大
(内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携 など)
 - ・他都道府県の事業の導入 etc.

充実した相談体制や設備などを有する 薬局を住民に公表する仕組みの検討

○健康情報拠点としてふさわしい薬局 (健康ナビステーション(仮称))の基準の作成等

【健康ナビステーション(仮称)概要】

- ①すべての医薬品供給拠点
- ②住民の健康相談応需機能
- ③住民自らの健康づくりの支援機能
- ④かかりつけ医やケアマネージャーなど多職種との連携
- ⑤在宅医療の取り組み

【基準案】

- ・健康相談体制・設備
- ・要指導・一般用医薬品の販売体制
- ・他機関との連携 etc.



より効果的な取組を全国展開し、
国民が健康ナビステーション(仮称)に容易にアクセスできるようにすることで
国民のセルフメディケーションの推進を図る。